「家族出産育児一時金・付加金」の請求にあたって

被扶養者(家族)が健康保険資格喪失後６ヶ月以内に分娩した場合、以前加入していた健康保険から出産育児一時金の給付を受けることができます。

被扶養者(家族)が、在職中（扶養認定前）に加入していた健保組合へ出産育児一時金を請求する場合、被扶養者(家族)としてコクヨ健康保険組合へ「家族出産育児一時金」の請求はできません。いずれか一方に限られますので、請求の有無を確認する必要があります。下記の項目を記入してご提出ください。

記

配偶者の氏名		
以前の勤務先	会社名	
	電話番号	
加入していた健康保険	名称	
	保険証の記号番号	
	電話番号	
勤務先を退職した日付	年　月　日	
退職後の健康保険（いずれかに〇をし、必要事項を記入）		①勤務先の健康保険を任意継続　年　月 まで
		②コクヨ健康保険組合に加入した(夫の被扶養者となった)
		③国民健康保険に加入 年　月 ～　年　月 ［　］市・区・町・村 電話番号　－　－
		④健康保険に加入していなかった
被保険者の氏名		

(2017.4)